

現状と課題（提案の背景）

○ 「新成長戦略」における農林水産業の位置付け

「新成長戦略」において、農林水産業が我が国の成長を牽引する成長分野の一つと位置づけ。（2020年までに食料自給率を50%に引き上げ、1兆円を目標にアジア等への輸出の促進等）

○ 国内外の食関連市場の動向

我が国では、食の安全性や機能的食品への関心の高まりなどを背景に、新たな市場が創出。また、東アジアでは、高い経済成長（2015年に名目GDPが北米、EUと同等の20兆ドルに成長）を背景に、安全で美味しい食品・食材、機能的食品などへの需要の急速な拡大が期待。

○ 食に関する海外市場の潜在需要の掘り起こし

これまで我が国では、食に関する海外市場の潜在需要の掘り起こしが不十分であり、食品産業の営業利益率が低い大きな要因に（日本4.4%、欧米10%）。

食産業を我が国の国際戦略産業のひとつと位置付け、研究開発を加速し、安全性とブランド力のある農水産物の生産性向上や高付加価値化を推進して東アジア諸国等への輸出を拡大することが必要。

北海道で実施する必要性（優位性）

○ 食の生産力

北海道の農業生産額は約1兆円（国内シェア11.8%）であり、小麦（61.5%）、小豆（88.5%）、てん菜（100%）などで圧倒的シェア。また、漁業生産額も全国1位の2,958億円（19.2%）。

○ 食の研究力

北海道には、食関連の大学や公立の試験研究機関等が集積し、産学官連携による農産物の品種改良、機能的食品を始めとする高付加価値食品の開発などの食に関する研究実績あり。

○ 食のブランド力

道産食材に対する国内外の人気は非常に高く、食品に関しても道産という強いブランド力あり。特に中国では高いブランド力あり。

○ 産学官金融の結束力

「食クラスター協議体」の設立など、産学官金融が結集したオール北海道での取組を展開。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区構想（概要）

○ 目指す方向性

- ・我が国の食料自給率向上や農水産物等の海外輸出の促進への貢献
- ・農水産業を含めた食と健康に関する世界レベルの研究開発の複合拠点

○ 対象分野：食・農業・水産業・健康・環境

○ 目指す地域の戦略

- ・食と健康の融合
- ・「生産から販売・輸出まで」の一貫した取組み
- ・食と農業・水産業・環境の一体的な取組み

○ 拠点エリア

<札幌地区（札幌市・江別市等）>

「加工食品・機能的食品・医薬品の研究開発と製品化支援機能の集積と人材育成 - 食の知の拠点」

<帯広・十勝地区>

「食・農・環境の一体的取組みによる農業を核とした高度なイノベーション支援機能等の集積拠点」

<函館地区>

「水産資源の持続的供給や食品加工・機能的物質の研究開発と製品化・事業化支援機能の集積拠点」

我が国の成長への寄与（期待される効果）

○ 食関連産業の国際戦略産業化

オランダのフードバレーのような食の「知の拠点化」を達成した場合、全国で13兆円の産出増加（5兆円の輸出増）、127万人の雇用増加、年6,000億円の税収増加の効果。

○ 食料安全保障への寄与と農水産業の強固な生産基盤の確立

食料の生産拡大や高付加価値化の促進により、食料自給率の向上など、食料安全保障に寄与。

また、農業生産技術の高度化や水産資源の生産手法の開発等により、農水産業の生産基盤の確立にも貢献。

○ 食品を通じた国民の健康の維持・増進・回復への寄与

機能的食品の開発や農水産物由来の医薬品開発等の推進により、国民の健康維持・増進・回復に貢献。

戦略の実現に必要な取組・事業

○ 先端的な研究開発の促進

- ・食素材の機能性等の研究開発
- ・応用研究機関の体制強化
- ・国、民間も含めた研究機関等の集積促進
- ・密閉型遺伝子組み換え植物工場による研究促進
- ・研究員の誘致目標：概ね3割増 等

○ 製品化促進・販路拡大

- ・食品の安全性・有効性検証体制・制度の整備
- ・試験用パイロットプラントの整備
- ・食関連企業等の集積促進
- ・製品化、販路拡大に向けたコーディネート強化
- ・マーケティング機能強化 等

○ 農水産業生産基盤の高度化と環境との調和

- ・農地流動化の促進
- ・情報通信技術を活用した先駆的農水産業の展開
- ・バイオマス資源の有効活用 等

戦略の実現のため地域が独自で行ってきた取組

○ 先端的な研究開発の促進

- ・産学官連携拠点の形成
- ・食素材の機能性等の研究開発
- ・「(地独)北海道総合研究機構」の創設
- ・「北海道臨床開発機構」の創設 等

○ 製品化促進・販路拡大

- ・「食クラスター連携協議体」の創設
- ・企業立地促進法に基づく食関連企業の集積
- ・コーディネート機能の整備
- ・道外・海外への販路拡大支援、商品化支援 等

○ 農水産業生産基盤の高度化と環境との調和

- ・生産基盤・集出荷施設等の整備
- ・気象データ活用による病虫害発生予察
- ・バイオ燃料利用の試験研究 等

取組に必要な支援措置等

○ 規制の特例措置

<研究開発促進>

- ・外国人研究者の在留資格要件等の緩和・生活環境整備(出入国管理及び難民認定法等)
- ・国庫補助金により整備した施設の転用等に関する制限の緩和
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)
- ・国等が保有する施設等の無償・減額貸与(財政法、国有財産法、地方自治法)

<製品化促進・販路拡大>

- ・食品機能性表示制度の見直し(健康増進法、食品衛生法)
- ・総合保税地域の許可に関する規制の緩和((関税法)

<農水産業生産基盤の高度化と環境との調和>

- ・農地流動化の促進に関する規制の緩和(農地法、農業経営基盤強化促進法、所得税法)
- ・バイオ燃料の利用促進に関する規制の緩和
(大気汚染防止法、揮発油等の品質の確保等に関する法律等) 等

○ 税制の特例措置

<研究開発促進>

- ・研究開発促進税制の拡充(法人税)
- ・外国人研究者の就労促進のための税制優遇の創設(所得税)
- ・産業界からの資金拡大のための寄付金の損益算入の拡充(法人税)
- ・外国企業等の立地促進のための法人税免除(法人税) 等

○ 財政支援措置

<研究開発促進>

- ・食品・ライフサイエンス分野等の研究資金の重点配分
- ・試験プラントの建設・設備費用、研究拠点整備への助成
- ・立地企業に対する地方税の減免に係る地方交付税措置の拡充

<製品化促進・販路拡大>

- ・食品の安全性・機能性検査を迅速・安価に行う体制・制度の整備

<農水産業生産基盤の高度化と環境との調和>

- ・気象変動に強い農業基盤整備
- ・輸出可能な生産施設整備への助成 等

実施・運営主体

実施主体： 予算配分や公権限行使の受け皿となりうる官民協議体(新たな制度設計も視野)

運営主体： 地域毎の既存産業振興機関の連携による民主導での運営体 ※詳細は今後検討